

公益財団法人 川崎市国際交流協会



KIAN

# ハローかわさき

日本語・英語・中国語・韓国/朝鮮語・スペイン語・ポルトガル語・フィリピン語  
ベトナム語・タイ語・インドネシア語・ネパール語・やさしい日本語

協会HP <https://www.kian.or.jp/hlkwsk.html> にも掲載中

〒211-0033 神奈川県川崎市中原区木月祇園町 2-2

Tel:044-435-7000 Fax:044-435-7010 <https://www.kian.or.jp/> E-mail:kiankawasaki@kian.or.jp

\*\*\*\*\*

## 外国人のための就職活動セミナー

【日時】 7月5日(土) 10:00～12:00

【場所】 川崎市国際交流センター 2階 団体活動ルーム

【対象者】 外国人学生・外国につながる一般人

【講師】 金春九 (一般社団法人 日本外国人協会副会長)

【定員】 20名(先着受付中)

【内容】 ①就職活動の基礎知識 ②就職活動の流れ ③就職活動マナー  
④就職活動 Q&A

【問い合わせ】 (公財) 川崎市国際交流協会 電話もしくはメールにて

電話 044-435-7000 メールアドレス: [soudan39@kian.or.jp](mailto:soudan39@kian.or.jp)

参加  
無料

要  
予約



申込み



\*\*\*\*\*

## 外国人のための「市営住宅申込書」書き方説明会

市営住宅に申し込みたいのに書き方がわからない…

そのような方に、申込書に直接記入してそのまま提出できるようにお手伝いします。  
(英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、タイ語、  
ネパール語、ベトナム語の通訳がつかます)



無料

日時: 6月14日(土) 10:00～12:00

場所: 川崎市国際交流センター 団体活動ルーム

申し込み: 6月12日(木)までに電話、メール、来館等により予約してください  
電話 044-435-7000 メールアドレス: [soudan39@kian.or.jp](mailto:soudan39@kian.or.jp)



申込み

市営住宅とは: 住宅に困窮し、収入の少ない人向けに安い家賃で住めるように、国と市が協力して建設し、市が所有する住宅です。民間の住宅とは異なり、申し込み時や入居してからも収入基準など、さまざまな規定があります。礼金や更新料はありませんが、毎年収入の調査をして使用料(家賃)を決めます。

申し込み資格: (1) 成人であること

(2) 市内在住または市内の同じ勤務先に在勤1年以上の人

(3) 一定の月収額を超えない事

(4) 住むところに困っているなど



## 夏休みこども語学教室

期間：2025年8月4日（月）、5日（火）、6日（水）

定員：各クラス20名（先着順）

受講料：各3,300円（教材費込）

会場：川崎市国際交流センター

申し込み方法：川崎市国際交流協会ホームページで専用フォーマットより申し込む

締め切り：2025年7月17日（木）



申込み

クラス名	時間	対象学年	講師
こども英語 A	13:00-14:00	小学1・2年生	藤倉エルダ・ベアトリス （アルゼンチン出身）
こども英語 B	14:30-15:30	小学3・4年生	
こどもスペイン語	10:30-11:30	小学1・2・3・4・5年生	市川ジョバンニ （ペルー出身）

\*\*\*\*\*

## 川崎市国際交流センターの外国人窓口相談

何か聞きたいことや、困ったことがあった時にお気軽にご相談ください（無料です）

**ZOOMによるオンライン相談もできます！**

予約はホームページから

相談時間 9:00-17:00（昼休みも対応します）

相談専用ダイヤル Tel. 044-455-8811

相談員と対面、電話、メール、オンライン等で相談できます。

言語によって対応できる相談員がない場合でも、電話通訳を介しての相談ができます。

言語	曜日	対応方法
やさしい日本語、英語、中国語 ポルトガル語、スペイン語 フィリピン語、ネパール語 韓国語、タイ語、ベトナム語	月曜～土曜	相談員が対応できる言語 （注）曜日によって相談員が不在の場合は 電話通訳を介しての相談になります
インドネシア語	月曜～金曜	（注）土曜日は相談できません
ヒンディー語、フランス語 ロシア語、マレー語 ミャンマー語	月曜～金曜	電話通訳を介しての相談ができます。 （注）土曜日は相談できません



オンライン相談の  
申込みページ



川崎市国際交流協会  
ホームページ

## 行政書士による無料相談会

行政書士に相談できる内容は幅広いですが、主な相談は各種許認可申請、相続手続き、ビザ・在留資格手続き、会社設立、契約書の作成、遺言書の作成・相続手続き、などです。

毎月第3日曜日に実施・相談は日本語のみですが有料通訳の予約もできます。

6月15日（日）、7月20日（日）14:00～16:00（センター2F 協会会議室）